

1. 風紀規定

下記の行為は禁止する

[1] 法律等で禁止されている行為

- (1) 飲酒, 喫煙, 薬物の乱用。
- (2) 不健全な娯楽場 (パチンコ, マージャン) への出入り。
- (3) 暴力, 脅迫行為。
- (4) 凶器および銃刀の所持。

[2] 校則で禁止されている行為

- (1) 無許可での免許取得及び自動車学校通学。
- (2) 登校後, 許可なく校外へ出ること。
- (3) 不健全な雑誌等を校内へ持ち込むこと。
- (4) 携帯電話等を許可なく校内で使用すること。

[3] 高校生の本分にもとる行為

- (1) 破廉恥行為。
- (2) 金銭貸借, 物品の売買。
- (3) 許可なく出版, 掲示, 印刷物を配布, 集金等すること。

2. 頭髪規定

[1] 〈男子〉

- (1) 前髪は目にかからないこと。
- (2) 側髪及び後側髪は耳にかからず (髪が耳たぶにかからない)
後ろ髪は襟足をそろえ襟にかからないこと。
- (3) ビンは耳穴の下の位置より短いこと。
- (4) 額およびビンは剃り込まない。
- (5) 眉は短く, または細くしてはならない。
- (6) 加工 (パーマ・コテ卷等) およびこれに類するものは禁止する。
- (7) 染色, 脱色, 特異な髪型にしてはならない (左右, 前後, 上下のアンバランス)。

①前髪



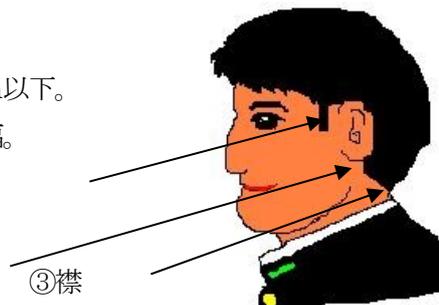
[2] 〈女子〉

- (1) 前髪は目にかからないこと。
- (2) 後ろ髪は肩の線にかからない (それ以上になったら結ぶ) こと。
- (3) パーマ, 染色, 脱色等をしてはいけない。
- (4) 化粧はしないこと。
- (5) リボン: 黒, 紺, 茶, 幅2cm以下, 長さ30cm以下。
- (6) ヘアピン: 黒, 紺, 茶の小さいもの6mm以下の幅。
- (7) ゴム: 黒, 紺, 茶色とする。

④ピン

②側髪

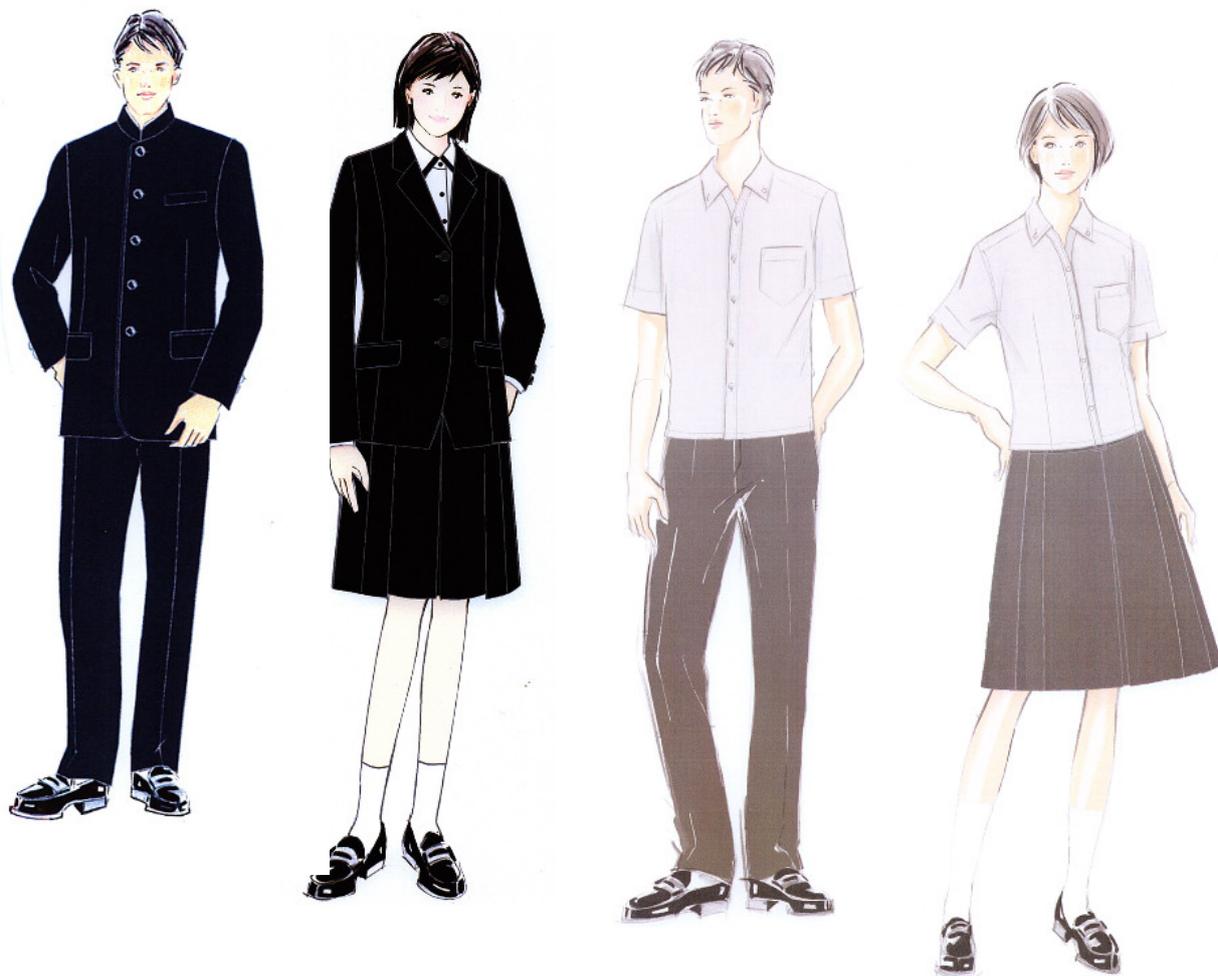
③襟



[3] 〈男女〉

- (1) 装飾品は身につけないこと。
- (2) 生来の、くせ毛、赤毛は入学時に担任を通して、所定の用紙で届出ること。
- (3) 整髪料や香水等は使用しない。

3. 服装規定



- [1] 制服は男子、女子ともに本校指定のものとする。
ベルトは必ず締め、ベルトの色は黒、紺、または茶系統とする。
- [2] 冬季、夏季服装及び合服の着用期間は、その都度指示する。
- [3] 制服は男女とも一切改造してはいけない。
- [4] マフラー及びネックウォーマーについては、白、黒、紺、グレーを基調とし華美でないものであれば、登下校時に使用できる。
- [5] 靴・靴下
- (1) 通学靴は黒の革靴とし、飾りけのないもの（ハイヒール・エナメル、金属つき等は禁止）。
 - (2) 正課体育時のグラッドシューズは本校指定のものとする。
 - (3) 体育館シューズは本校指定のものとする。
 - (4) 上履きは本校指定のものとする。
 - (5) 靴下は白、黒、紺などの単色で華美でないもの。長さはくるぶしより上から膝下まで（冬季にストッキングを着用するときは黒、紺、ベージュとする）。
- [6] インナー、コート
- (1) 男子の夏服のインナーについては、白、黒、紺、グレーの単色とする。
 - (2) セーター類は華美でない色で上着の外に出さないこと。
 - (3) 冬季の女子のセーター着用は本校指定のものとする。
- [7] 特別な事情により、やむを得ず規定に触れる場合は許可を受けること。
- [8] 通学時の荷物入れ
- (1) 形状、色ともに自由とするが、盗難・犯罪防止の観点からチャックや蓋のあるものとする。

4. 車両運転免許取得規定

[1] 運転免許を要する車両等の運転免許取得（普通自動車、自動二輪車については別に定める）および運転は原則として禁止する。

[2] 普通自動車、自動二輪車の運転免許を取得するための自動車学校通学（仮免、卒免を含む）については、正規の手続きを経た第3学年を許可する。

(1) 通学期間について

- ① 1月1日から第2学期期末考査時間割発表前日まで
- ② 第2学期期末考査最終日から学年末考査時間割発表前日まで
- ③ 学年末考査最終日から2月末日まで

(2) 自動車学校通学申込みは、保護者の同意を得て、学級担任を通して届け出て、許可を受けること。

(3) 制服について

- ① 自動車学校通学期間は本校の制服を着用すること

(4) 次の生徒は自動車学校の通学を認めない。

- ① 通学申請直前の考査の成績で欠点教科が3科目以上あるもの。
- ② 追認考査を受験するもの。

イ) 以上の条件を満たした場合でも担任、及び学年の指導で認められないことがある。

ロ) いったん認められていても、次の考査の成績で欠点教科が4科目以上になると許可が取り消される。

- ③ 授業料を滞納しているもの。

(5) 免許取得について

大村の試験場での学科試験については、必要な書類は自動車学校で保管し、卒業式当日に本校の係を通して渡す。（自動二輪の同時入校についても同じとする。）

[3] その他

(1) 教習所への通学は原則として認めない。

(2) 無許可で入校及び免許を取得した場合は本校の指導を受けること。

- ① 無許可で取得した免許は卒業まで学校で預かりとする。

5. 部室管理規定

- [1] 部室使用時間は始業5分前（午前8時20分）まで、放課後、午後7時までを原則とする。
- [2] 中間考査及び期末考査時間割発表より、テスト終了まで部室の使用を禁止する。
- [3] 部室の整備、清掃は該当クラブにおいて管理する。
- [4] 上記の許可時間外に臨時に部室の使用を希望する部は、顧問を通じて教務部に申し出ること。
- [5] 各部の鍵（キー）は毎日部顧問に預けておくこと（部員は持ってはいけない）。
- [6] 生徒は原則として19時までには下校すること。
- [7] 部室使用上の注意
 - (1) 部室に教材等（体育着、実習服、上履等も含む）を一切置いて下校してはならない。
衛生、美化上、毎週、室内外の清掃を実施すること。
 - (2) 部室内で不祥事があった場合は、その部の顧問で部員に対し、自主的に反省を促すこと。
 - (3) 上記の管理規定、注意事項を再度守らない部は、協議の上、部室の使用を禁止することがある。

6. 公共物の取り扱い規定

- [1] 下足箱には上履き、靴類を入れ、教科書類を置かないこと。

7. 校外生活規定

- [1] 外出の際の服装は制服の着用が望ましい。ただし、華美でない服装は認める。
- [2] 下校後は直ちに帰宅することに努め、午後8時以後の夜間外出は禁止する。ただし、特別な理由の場合はこの限りでない。
- [3] 保護者の許可なく外泊しないこと。
- [4] 映画、演劇等の鑑賞は、不健全なものは避けること。

8. 諸願届規定

- [1] アルバイトについては、長期休暇中以外は原則として認めない。
 - (1) 長期休暇中にアルバイトを希望するものは、「アルバイト許可願」を提出する。
 - (2) 通年のアルバイトについては、申請があれば生徒指導部で審議したのち認めることもある。
- [2] 諸願届書の種類（生徒指導関係）
 - (1) 集会届
 - (2) アルバイト許可願
 - (3) 旅行届
 - (4) 異装願
 - (5) 自動車学校通学許可願
 - (6) 校外活動届